

施設予約システム
システム構築、データ移行、運用保守業務
情報提供依頼書
【概要版】

令和5年1月
公益財団法人埼玉県産業文化センター

資料

「施設予約システム システム構築、データ移行、運用保守業務」 情報提供依頼（RFI）のお知らせ

公益財団法人埼玉県産業文化センターでは、「施設予約システム システム構築、データ移行、運用保守業務」の調達に向けた」の情報提供依頼（RFI）を実施いたします。

本資料は、その概要を示します。資料内容をご確認の上、情報提供依頼（RFI）に参加いただける事業者には、情報提供依頼書及び要件書等の詳細資料を提供いたします。

参加希望事業者は、2月24日（金）までに下記へメールにてご連絡ください。（川村及び稲川の双方にメール送付をお願いいたします。）

連絡先：公益財団法人埼玉県産業文化センター 利用・誘致推進部利用推進課
川村 (kawamura@sonic-city.or.jp)、稲川 (inagawa@sonic-city.or.jp)

資料

1. 目的

公益財団法人埼玉県産業文化センター（以下、「財団」）は、平成 30 年度に導入した現行「施設予約システム」の更新を検討しております。新たな「施設予約システム」として、財団の業務改善、外部利用者による Web 予約の利用促進を目指した機能要件及び帳票要件案を策定いたしました。これに対する各事業者様の対応状況を把握し、今後の「施設予約システム」の調達仕様を具体化することを目的として、情報提供依頼（以下、「RFI」）をいたします。

2. RFI 概要

本 RFI は、「2.1.提示資料」に記載する財団が提示する各資料に基づき、「2.2.情報提供を依頼する項目」に示す各項目について、情報提供を依頼いたします。

2.1. 提示資料

提示資料は次のとおりです。*参加希望者には別途詳細を送付いたします。

資料名称	概要
施設予約システム要求仕様書	情報提供を依頼する内容及び対象業務に係る現時点での業務説明を示した資料
回答様式 01_機能要件	「施設予約システム要求仕様書」補足資料として、機能要件を示した資料（貴社回答様式も兼ねる）
回答様式 02_帳票要件	「施設予約システム要求仕様書」補足資料として、帳票要件を示した資料（貴社回答様式も兼ねる）
別紙 1 及び 2	機能要件「No.2 料金管理」の要件（各施設の料金体系）についての補足資料
帳票レイアウト	帳票要件の詳細（帳票出力内容など）を示した補足資料
回答様式 03_見積様式	貴社からの回答を記入いただく様式

2.2. 情報提供を依頼する項目

情報提供依頼項目は次のとおりです。

資料名称	概要
機能要件への対応可否	施設予約システム機能要件への対応可否
帳票要件への対応可否	施設予約システム帳票要件への対応可否
概算経費	施設予約システム導入及び運用に係る概算経費
個別確認事項	財団が検討中の個別事項に対する貴社提案、対応可否

3. 情報提供依頼内容 *省略 *参加希望者には別途詳細を送付いたします。

資料

4. 情報提供要領

RFIの実施期間、問合せ及び質問方法、回答の提出方法については、次のとおりです。

4.1. 実施期間

令和5年1月23日（月）から、令和5年2月24日（金）まで

4.2. 問合せ及び質問方法

RFIでの情報提供依頼内容に対して、問合せを行う場合には、メール本文あるいは添付ファイル（自由書式）に内容を記入の上、ご連絡ください。

4.3. 回答の提出方法

回答は、電子メール（1通あたり5MBまで）にて提出をお願いいたします。なお、データ容量が大きく電子メールでの提出が難しい場合には、CD-R等のメディアを持参いただいてもかまいません。

電子メールでのご提出に際し、RFIで提示した提出様式は、今後の分析等に活用するため、PDF等への変換は行わずにご提出願います。

- 提出期限：令和5年2月24日（金）午後5時
- 提出先住所：〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5階
公益財団法人埼玉県産業文化センター 利用・誘致推進部利用推進課
- 電話：048-647-4111

5. その他

- ① 資料提供いただいた情報提供事業者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただきます。
- ② RFIの実施に要する一切の費用は、情報提供事業者の負担といたします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却いたしません。
- ④ RFIでご提供いただいた資料については、「1. 目的」に示した範囲内において財団（「施設予約システム更改支援業務」受託事業者含む）にて利用いたします。また、提供いただいた資料は、情報提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。
- ⑤ RFIの実施をもって、当財団が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、RFIを辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上